

令和6年3月吉日

各 位

春日井商工会議所

### 役職員の軽装勤務通年化の実施について

当所では毎年5月から10月の6か月間をクールビス期間として、役職員の軽装（ノーネクタイ・ノージャケット等）による勤務を推進してきましたが、「働き方改革」の取組みの一環として、通年で軽装による勤務を実施しますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 目 的

働きやすい服装で勤務することで、働きやすい職場風土を醸成し、更なる業務効率化と質の高い会員サービスの提供を目指す。

※環境省が推進する「脱酸素に繋がる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における、働きやすい服装を選べるオフィス服装改革。

#### 2. 開始日

令和6年4月1日（月）

※ただし、令和6年4月～6月の3か月間は試行期間とし、期間中に支障がなければ、令和6年7月1日（月）から本格実施とする。

#### 3. 取組み内容

- (1) ノーネクタイ・ノージャケット等の軽装勤務を可能とし、TPO（時間や場所、場合にあった行動）に応じてネクタイ・ジャケットを着用する。
- (2) 会員に不快な印象をあたえることがないように、当所職員として品位を損なわない節度ある服装とする。
- (3) 当所が主催する議員総会、常議員会、記念式典等に相当するもの（委員会、部会等は除く）については、その趣旨や出席者の状況等に応じて判断する。
- (4) 当所以外が主催する会議や式典については、主催者の指示に従う。特に指示がない場合は、その趣旨や状況に応じて柔軟に対応する。